

## (仮称)滋賀県子ども・若者基金条例の制定について

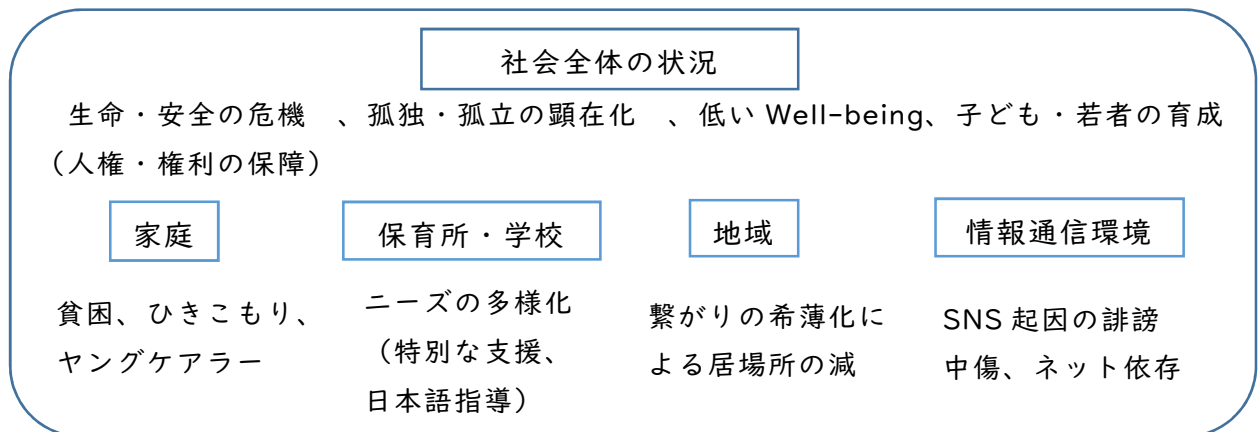
本県の子どもたちが健やかに育つための環境づくりを進め、コロナ禍で顕在化する課題に対応するための集中的な取組を実施するため、(仮称)滋賀県子ども・若者基金を新たに設置する。

### 1. 目的

子どもが人権を尊重され夢を持って健やかに育ち、子どもを安心して育てることのできる環境づくりの推進ならびに社会生活を円滑に営む上で困難な状況にある子ども・若者およびその家庭への支援を図る。

### 2. 背景

少子化の進行は留まらず、コロナ禍において子どもや若者の「生命・安全の危機」や「孤独・孤立化」にますます拍車がかかっている。また、本国の子ども Well-being（幸福度）は著しく低く、子ども・若者が健やかに成長するための取組が必要。



### 3. 基金活用時に重視する視点

子どもが生まれる前から生まれた後も切れ目なくケアを行うための環境を整備する。

- ・ すまいる・あくしょんの7つの行動指標
- ・ 子ども・若者（当事者）の声の反映
- ・ 地域や関係団体、NPO等との協働・連携、他分野との連携

### 4. 想定する事業

- ① 子どもたちが自分らしく生きる力を育むための取組
- ② 家庭や地域での安心・安全な子育て環境づくりを図る取組
- ③ 特別な支援を必要とする子どもを支援する取組
- ④ 子育てや教育にかかる経済的負担を軽減する取組
- ⑤ 少子化対策の取組
- ⑥ 困難な状況にある子ども・若者やその家庭を支援する取組

※ 県単独事業のほか、国庫補助事業の都道府県負担分や超過負担分に充当することで、国事業の積極的な活用につなげる。

## 5. 事業期間

令和4年度から4～5年間程度とし、コロナ禍で顕在化する課題に対応するための集中的な取組として実施する。

## 6. スケジュール

令和4年2月	条例案を上程
	令和4年度当初予算に基金積立金（10億円＋預金利子） および充当事業を計上
3月	議決
4月1日	基金条例施行

※ 令和5年度以降の基金活用に向けて事業構築を行うほか、必要な事業については令和4年度補正予算において随時対応していく。

### 参考：令和4年度充当事業

- ① リトルベビー等家族支援事業
- ① 不安を抱えた若年妊婦等支援事業
- ① 地域の魅力を生かす子どもの居場所づくり推進事業
- ① しが出会いサポート地域連携推進事業
- 滋賀で誕生ありがとう事業（R3～）
- 「すまいる・あくしょん」普及啓発事業（R3～）
- ① 子ども家庭相談センター体制強化事業

## 滋賀県子ども・若者基金条例案要綱

### 1 制定の理由

子どもが人権を尊重され夢を持って健やかに育ち、子どもを安心して育てることのできる環境づくりの推進ならびに社会生活を円滑に営む上で困難な状況にある子ども・若者およびその家庭への支援を図るため、滋賀県子ども・若者基金条例を制定しようとするものです。

### 2 概要

- (1) 子どもが人権を尊重され夢を持って健やかに育ち、子どもを安心して育てることのできる環境づくりの推進ならびに社会生活を円滑に営む上で困難な状況にある子ども・若者およびその家庭への支援を図るため、滋賀県子ども・若者基金（以下「基金」という。）を設置することとします。（第1条関係）
- (2) 基金として積み立てる額は、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とすることとします。（第2条関係）
- (3) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととし、基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとします。（第3条関係）
- (4) 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れることとします。（第4条関係）
- (5) 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとします。（第5条関係）
- (6) 知事は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができることとします。（第6条関係）
- (7) この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定めることとします。（第7条関係）
- (8) この条例は、令和4年4月1日から施行することとします。

議第 号

滋賀県子ども・若者基金条例案

上記の議案を提出する。

令和4年 月 日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県子ども・若者基金条例

(設置)

第1条 子どもが人権を尊重され夢を持って健やかに育ち、子どもを安心して育てることのできる環境づくりの推進ならびに社会生活を円滑に営む上で困難な状況にある子ども・若者およびその家庭への支援を図るため、滋賀県子ども・若者基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 知事は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。